

**令和 7 年度「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」
事業者選定プロポーザル実施要領**

1 背景と目的

横須賀市（以下「本市」という。）では、地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティ
よこすか 2050 アクションプラン」に基づき、公共施設における平時の温室効果ガス排出量を削減すると同時に、停電を伴う非常時の地域防災拠点等における防災用電源として電力を活用することを目的に、公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

については、再生可能エネルギー等の導入にあたり、民間事業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、調査、計画、工事、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行う。

この実施要領は、事業者の選定にあたり、必要な事項を定めたものである。

2 事業の概要

（１）業務名称

令和 7 年度横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業

（２）業務内容

別紙 1 「仕様書」のとおり

（３）事業期間

① 太陽光発電設備等の設置工事等

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで

② 太陽光発電設備等のリース期間

太陽光発電設備設置日から 15 年以上 20 年以下とする

（４）対象施設

別紙 2-1 「令和 7 年度再生可能エネルギー等導入施設一覧」のとおり

（５）事業費

総 事 業 費： 69,992 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

うち令和 7 年度： 1,030 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※事業費は、本業務の履行にかかる全ての経費を含むものとする。

3 事業者選定の方法

提案書及びプレゼンテーションの内容による選定（公募型プロポーザル方式）

※横須賀市方式である 1 次選考通過事業者による見積もり合わせは実施しない

4 プロポーザル応募の要件と制限

(1) 参加条件

参加者は本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ（複数企業の共同体）とする。

- ① グループを構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。

※参加者は、企画提案書提出後から国補助への申請までの間に、本事業の運営を目的とした特別目的会社を設立し、本事業の実施主体となることも可能とする。

その場合、設立条件等に関しては、本市と協議とした上で合意を得ること。

(2) 参加者の資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- ① かながわ電子入札共同システムに登録されていること。

登録していない場合については、「8 参加申込（4）提出書類の⑥～⑫」を提出すること。

- ② 横須賀市の規定による指名停止期間中の者でないこと。

- ③ 一括再委託は認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務実行が不可能である場合、業務の実施体制に含まれる協力事業者に業務の一部を下請けすることは許容する。

ただし、現場の配線・配管工事を行う者は、市内に本社を有し、かつ横須賀市発注工事で3年以内に受注実績がある業者が担うこと。なお、設備の設置工事についてはこの限りでない。

- ④ 令和2年度から令和6年度の期間において、本事業と類似の事業履行実績（高圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計および導入業務の履行実績が2件以上）を有していること。

ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者（下請事業者を含む）が有する実績でも構わない。

- ⑤ 本事業の実施体制に建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士を置くこと。

5 全体スケジュール（予定）

内容	期間
ホームページ上での公募開始	令和7年4月16日（水）
現地見学会参加申込期限 （希望者のみ）	令和7年4月21日（月）正午まで
現地見学会 （事前申込者のみ）	令和7年4月23日（水）～4月25日（金） ※いずれか1日
質問書の受付	令和7年4月16日（水）～4月30日（水）正午まで
質問書に対する回答の公表 （本市ホームページ上で公表）	令和7年5月2日（金）17時まで
参加申込書等の提出	令和7年4月16日（水）～5月8日（木）
参加可否通知	令和7年5月12日（月）まで
辞退届の提出期限	令和7年5月29日（木）17時まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月30日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和7年6月6日（金）、9日（月）、10日（火） ※いずれか1日
実施事業者決定の通知	令和7年6月11日（水）以降

6 現地見学会

本案件の対象施設について、現地見学会を実施する。

現地見学会への参加を希望する場合は、次のとおり、事前申込を行うこと。

（１）申込期限

令和7年4月21日（月）正午まで

（２）申込方法

現地見学を希望する対象施設名及び参加希望人数を明記の上、「14 事務局」あてに電子メールを送付すること（様式不問）。併せて、メール受信確認の電話をすること。

（３）連絡方法

令和7年4月22日（火）15時までに、参加申込者ごとにメールで連絡する。

（４）留意事項

- ・申込期限を過ぎた申込は、一切受け付けない。

- ・実施日時は、参加申込者ごとに事務局が決定する。
なお、申込状況や施設の利用状況等により、参加人数や見学時間を指定する場合がある。
- ・現地見学会に不参加であっても、プロポーザルへの参加申込は可能とする。
また、現地見学会に参加しないことにより、評価において不利になることはないことを申し添える。
- ・現地見学会における質問についても「7 質疑応答（質問書の受付）」に準じて取り扱うこととし、当日の質問には応じない。

7 質疑応答（質問書の受付）

本案件に関して質問がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。

（１）提出期限

令和 7 年 4 月 30 日（水）正午まで

（２）提出方法

「14 事務局」あてに電子メールを送付のうえ、受信確認の電話をすること。

（３）提出書類

質問書（様式 1）

（４）回答方法

令和 7 年 5 月 2 日（金）17 時までに、本市ホームページに掲載する。

（５）留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。

8 参加申込

本案件への参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出すること。

（１）提出期限

令和 7 年 5 月 8 日（木）17 時まで

（２）提出先

「14 事務局」のとおり

（３）提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）とする。

（４）提出書類

※①～⑥は必須。⑦～⑫はかながわ電子入札共同システムに登録されていない場合のみ提出。

- ① 参加申込書（様式 2-1）
- ② グループ構成表（様式 2-2）【グループでの申請の場合のみ】
- ③ 事業者実績等一覧（様式 2-3）
- ④ 実績を証明する書類（契約書の写し及び仕様書の写し）

⑤ 予定技術者経歴書（様式 2－4）

配置する一級建築士の情報を含むこと

⑥ 資格証の写し

⑦ 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で受付日前 3 か月以内に発行されたものとする。

⑧ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前 3 か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

⑨ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各 1 通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑩ 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

⑪ 会社概要等

A 4 判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものとする。

ア 会社概要（様式 3－1）

イ 企業状況表（様式 3－2）

ウ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

⑫ 暴力団員などに該当しないことの誓約書および同意書（様式 4－1）及び役員等氏名一覧表（様式 4－2）

（５）参加資格の確認

事務局で参加資格を確認後、参加資格の有無にかかわらず、令和 7 年 5 月 12 日（月）17 時までに電子メールにて参加者（代表者）に通知する。

（６）参加の辞退

参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和 7 年 5 月 29 日（木）17 時までに「提案辞退届（様式 5）」を持参または郵送等により、提出すること。

９ 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を認められた者は、以下のとおり、企画提案書等を提出すること。

（１）提出期限

令和 7 年 5 月 30 日（金）17 時まで

（２）提出先

「14 事務局」のとおり

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）による。

(4) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

提出書類	部数	注意事項
企画提案届出書	1部	・指定様式による（様式6） ・社名、社印及び代表者印を押印したもの
企画提案書	6部	・様式は自由とする ・社名のあるもの1部（正本） ・社名のないもの5部（副本） ※別紙1「仕様書」に基づいた企画提案書とすること。
業務の実施体制調書	6部	・指定様式による（様式7） ・社名のあるもの1部（正本） ・社名のないもの5部（副本） ※当業務を担当する技術者全てを記入する。 また、従事者の変更は原則として認めない。 ただし、特段の理由があり、やむを得ないと認めた場合に限り、事前に本市と協議の上、届出を受け付ける。

※企画提案書等の作成にあたっては、別紙1「仕様書」の業務内容を参照すること。

※指定された様式により、必要部数を提出すること。

※提出書類は、コピー可能な用紙を使用すること。

また、ホッチキスやテープで綴じずにダブルクリップ等で留めて提出すること。

※参加申込書を提出し、事務局の確認を受けた場合でも、企画提案書を提出しない限り、本プロポーザル（プレゼンテーション）への参加を認めない。

(5) 企画提案書の内容

企画提案は、別紙2-1「令和7年度再生可能エネルギー等導入施設一覧」に掲げる全ての施設を対象とし、次の項目について行うこと。

また、提案内容は仕様書の業務内容を踏まえたものであること。

① 技術提案

技術提案には、次の（ア）から（カ）までを必要事項として含めること。

なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・別紙2-1に記載の施設ごとの使用電力量実績及び契約電力等
- ・別紙2-2に記載の積載荷重
- ・別紙3の各施設の屋上の平面図等の資料

（ア）実施方針

- ・提案の基本方針・概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

(イ) 太陽光発電設備及び蓄電池設備容量……………【企画提案①】

- ・各施設における太陽光発電設備及び事業用蓄電池設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)、蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。
- ・検討において想定した設備仕様を示すこと。
- ・太陽光発電設備の設置場所、配置がわかる図面、設置方法(架台等)を記載すること
- ・想定する設置場所、設置方法における、J I S C8955(2017)に定められている荷重(風圧、積雪、地震)に対する太陽光発電設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(kg/m²、基礎、パネル重量込み)及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し、構造の安全性を示すこと。
- ・想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。
※現地調査や構造検討等により、設置可能面積が小さくなった場合においても、提案単価の変更は認めない。
※提案した太陽光発電設備定格出力の合計について、原則として提案の変更は認めない。現地調査の結果、やむを得ず施設の設備容量が減る場合は市と協議の上、決定するものとする。

(ウ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量……………【企画提案②】

- ・各施設における想定自家消費量及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。
- ・想定する蓄電池の運転モード(充放電の運用方法)を示すこと。
- ・自家消費率を示し、併せて設備容量と自家消費率の見積もりの根拠(考え方)を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。
※電気の二酸化炭素排出係数は0.000376 t-CO₂/kWhとする

(エ) リース料金及び電気の自家消費に伴う電気料金の削減額等……………【企画提案③】

- ・当該設備の設置に係る費用や維持管理等の保守費用も含めたリース料金及び(ウ)で見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の想定削減額を提案すること。
- ・本事業の事業(リース)期間は「2 事業の概要」に示すとおり、15年以上20年以下としていることから、電気料金の想定削減額及びリース料金の提案にあたっては、収支を20年間で示すこと。
- ・事業期間中の電気料金の単価は以下のとおりとする
 - ・基本料金および従量料金
 - 小学校 (基本料金) 1,814.37 円 (夏季) 22.34 円 (その他季) 21.18 円
 - コミセン (基本料金) 1,797.21 円 (夏季) 24.67 円 (その他季) 23.52 円
 - ・燃料費等調整額: 0 円

- ・再エネ賦課金 : 3.49 円
- ・なお、最大限自家消費した上で発生した余剰電力について売電を行い、市の収入とすることで電気料金の削減額に加算できるものとする。
- ・余剰電力の売電を行う場合には、予定する単価及び見込まれる売電金額、想定しているスキーム、小売電気事業者の名称を示すこと。

(オ) 停電を伴う非常時にも利用可能なシステム …………… 【企画提案④】

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・非常時に自立運転できるシステムであること
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取り出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））
※蓄電池への充電はここには含めない
- ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取り出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

(カ) 発電効果の見える化 …………… 【企画提案⑤】

- ・太陽光発電設備による発電量や蓄電池の充電状況、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備を提案すること。

(キ) その他避難所の運営や温室効果ガス排出量の削減等に有効な独自提案

② 事業遂行能力

(ア) 事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したものの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

(イ) 事業計画概要、実施体制、スケジュール

- ・実施期間における工事計画、スケジュール等を記載すること。
また、事業者決定後から事業開始までについても記載すること。

(ウ) 市内中小企業の活用

- ・下請け業者の選定にあたっては、市内中小企業を選定すること

(エ) 運転計画

- ・運転（リース）期間中における設備の維持管理、メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

(オ) 事業資金計画

- ・工事費、運転管理及び維持管理のための費用、資金調達を含めたリース期間中（提案に基づき 15～20 年間）の事業収支計画を提出すること。

（カ）故障、緊急時の対応体制図

（キ）事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

（6）提案書作成にかかる留意事項

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ① 用紙の大きさは原則 A 4 縦版とすること。
- ② 提案は文書で簡潔に記載すること。
- ③ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ④ 文字は注記等を除き、原則として 10 ポイント以上の大きさとすること。
- ⑤ 多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- ⑥ 各指定様式については、必要に応じ複数ページにわたることも可とする。
- ⑦ 企画提案書には、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。

10 プレゼンテーション

企画提案書を提出した事業者は提案内容について、以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

（1）日時・場所

- ① 日時：令和 7 年 6 月 6 日（金）、9 日（月）、10 日（火）のいずれかを予定
- ② 場所：参加申込書に対する確認連絡時に、併せて通知予定

（2）実施時間

1 事業者につき 50 分程度（プレゼンテーション 25 分、質疑応答 25 分程度）を予定

（3）出席者

- ① 3 名以内とする。
また、契約を履行する際に、管理責任者または担当者となる者が必ず出席すること。
- ② 会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身につけないこと。

（4）ヒアリング（質疑応答）

プレゼンテーション終了後、その内容についてヒアリング（質疑応答）を行う。

（5）その他

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、事前提出された企画提案書に基づき行う。
なお、企画提案書提出後に追加資料を提出することや資料の加除は認めない。
- ② プレゼンテーションにおいて使用するパワーポイント等の資料には、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングにおける貸出物品は、机、椅子、電源、大型ディスプレイ（65 インチ）、ディスプレイ接続用 HDMI ケーブルとする。

それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。

- ④ プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

11 実施事業者の評価基準

横須賀市職員で構成する『「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」実施事業者選定委員会（以下「委員会」という。）』において、参加者からの提案内容等を審査し、実施事業者を選定する。

（１）選定方法

- ① 事業者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行う。
- ② 各委員が提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果をもとに、下記「（２）審査基準」に基づき採点を行い、その点数を合計する。
- なお、審査項目のうち「２ 業務経歴」については、参加者申込時に提出された書類を基に事前に事務局で採点を行い、委員会が審査する際の基礎点として計上する。
- ③ 前項（②）において、最高得点を取得した事業者を実施事業者として選定する。

（２）審査基準

審査項目	評価項目	ウエイト
1 企画提案書	1-1 企画提案書①の内容	30／180
	1-2 企画提案書②の内容	30／180
	1-3 企画提案書③の内容	40／180
	1-4 企画提案書④の内容	10／180
	1-5 企画提案書⑤の内容	10／180
	1-6 企画提案書全般の内容	10／180
2 業務経歴	同種業務の実績及び地域実績	5／180
3 業務の実施体制	3-1 工事遂行能力の確保	5／180
	3-2 事業実施中に発生するリスクへの対応	20／180
4 プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリング内容	20／180

（３）結果通知

- ① 通知方法
電子メール
- ② 通知期日
令和7年6月11日（水）以降
すべての参加事業者（代表者）に通知するとともに、選定された事業者について横須賀市ホームページ上に掲載する。
- なお、公表する項目は、事業者（受託候補者）の名称・評価結果・評価点一覧表とする。

（４）その他

本審査に関する異議には一切応じない。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上限額を超えた見積を提出した場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義則に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

13 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提案書の提出は1者につき1案のみとし、書類提出後の修正または変更は原則認めない。
ただし、審査の上で重要となる数値や金額の誤記については、事前に本市と協議の上、書面による正誤表を提出し、訂正を行うこと認める。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- (5) 従事者の変更は原則として認めない。
ただし、特段の理由があり、やむを得ないと認めた場合のみ、事前に本市と協議の上、届出を受け付ける。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。
ただし、横須賀市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。

14 事務局（問い合わせ先）

横須賀市経営企画部都市戦略課

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町 11

電 話 046-822-9661

F A X 046-822-9285

e-mail zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp